



**日本証券業協会**  
Japan Securities Dealers Association

資料 1

# 金融商品取引法等の改正に伴う 本協会諸規則等の一部改正について

2024年1月16日  
日本証券業協会

- ▶「金融商品取引法等の一部を改正する法律」は、2023年11月20日、第212回国会（臨時会）において、可決、成立し、11月29日に公布された
- ▶このうち、「**金融サービスの提供に関する法律**」の「**金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律**」への改称及び**金融商品取引法上の四半期報告書の廃止**については、以下のとおり早期の施行期日が予定されていることから、本協会諸規則等について所要の整備を行うこととしたい。

**「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」への改称は  
公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日※、  
金融商品取引法上の四半期報告書の廃止は2024年4月1日に施行される**

※施行日を定める政令は未公表（2024年2月28日までのいずれかの日）

### 1. 「金融サービスの提供に関する法律」の改称を受け、同法を引用している以下の自主規制規則等につき、所要の整備を行う

- 協会員の外務員の資格、登録等に関する規則
- 協会員の従業員に関する規則
- 金融商品仲介業者に関する規則
- 金融サービス仲介業者を通じた有価証券の販売に関する規則
- 広告等に関する指針

### 2. 四半期報告書の廃止を受け、同報告書を引用している以下の自主規制規則等につき、所要の整備を行う

- 協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則
- 株主コミュニティに関する規則

# Ⅲ. 新旧対照表

## 1. 「金融サービスの提供に関する法律」の改称対応



### ■ 協会の外務員の資格、登録等に関する規則

改正案	現 行
<b>第3章 外務員の登録手続、処分等</b>	<b>第3章 外務員の登録手続、処分等</b>
<b>(外務員の登録申請)</b>	<b>(外務員の登録申請)</b>
<b>第7条</b> ( 現行どおり )	<b>第7条</b> 協会員は、第3条第1項の規定により外務員の登録を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を本協会に提出しなければならない。
1 ( 現行どおり )	1 ( 省 略 )
2 ( 現行どおり )	2 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項
二 外務員の職務（金融商品仲介業規則第2条第7号に規定する外務員の職務及び <b>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律</b> （以下「金サ法」という。）第75条第2項に規定する外務員の職務を含む。）を行ったことの有無並びに当該外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた金融商品取引業者（金商法第2条第9項に掲げる金融商品取引業者をいう。）、登録金融機関（金商法第2条第11項に掲げる登録金融機関をいう。）若しくは金融商品仲介業者（金商法第2条第12項に掲げる金融商品仲介業者をいう。）又は金融サービス仲介業者（金サ法第11条第6項に掲げる金融サービス仲介業者をいう。）の商号、名称又は氏名及びその行った期間	二 外務員の職務（金融商品仲介業規則第2条第7号に規定する外務員の職務及び <b>金融サービスの提供に関する法律</b> （以下「金サ法」という。）第75条第2項に規定する外務員の職務を含む。）を行ったことの有無並びに当該外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた金融商品取引業者（金商法第2条第9項に掲げる金融商品取引業者をいう。）、登録金融機関（金商法第2条第11項に掲げる登録金融機関をいう。）若しくは金融商品仲介業者（金商法第2条第12項に掲げる金融商品仲介業者をいう。）又は金融サービス仲介業者（金サ法第11条第6項に掲げる金融サービス仲介業者をいう。）の商号、名称又は氏名及びその行った期間

# Ⅲ. 新旧対照表

## 1. 「金融サービスの提供に関する法律」の改称対応



### ■ 協会の従業員に関する規則

改正案	現行
第2章 採用	第2章 採用
(本協会への照会)	(本協会への照会)
第5条 (現行どおり)	第5条 (省略)
2 協会員は、過去5年間のいずれかの時点において他の協会の従業員、金融商品仲介業者若しくはその外務員であった者又は金融サービス仲介業外務員（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（以下「金サ法」という。）第75条第1項に規定する外務員をいう。以下同じ。）であった者又は現に他の協会の従業員、金融商品仲介業者若しくはその外務員である者又は金融サービス仲介業外務員である者を採用しようとする場合は、第5項各号に掲げる取扱い及び措置に係る決定並びに処分について、所定の方法により本協会に照会しなければならない。	2 協会員は、過去5年間のいずれかの時点において他の協会の従業員、金融商品仲介業者若しくはその外務員であった者又は金融サービス仲介業外務員（金融サービスの提供に関する法律（以下「金サ法」という。）第75条第1項に規定する外務員をいう。以下同じ。）であった者又は現に他の協会の従業員、金融商品仲介業者若しくはその外務員である者又は金融サービス仲介業外務員である者を採用しようとする場合は、第5項各号に掲げる取扱い及び措置に係る決定並びに処分について、所定の方法により本協会に照会しなければならない。

### ■ 金融商品仲介業者に関する規則

改正案	現行
第3章 個人金融商品仲介業者及び外務員等	第3章 個人金融商品仲介業者及び外務員等
(本協会への照会)	(本協会への照会)
第15条 (現行どおり)	第15条 (省略)
2～3 (現行どおり)	2～3 (省略)
4 (現行どおり)	4 本協会は、第2項の規定により照会を受けたときは、当該照会に係る者について、回答を行う日前5年間における次の各号に掲げる本協会による取扱い及び措置に係る決定並びに処分の有無及びその概要を、遅滞なく、所定の方法により当該照会を行った協会員に回答する。
1 金商法第64条の5第1項（同法第66条の25において準用する場合及び金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第77条において準用する場合を含む。）の規定による外務員の登録を取り消し又は職務の停止を命ずる処分	1 金商法第64条の5第1項（同法第66条の25において準用する場合及び金融サービスの提供に関する法律第77条において準用する場合を含む。）の規定による外務員の登録を取り消し又は職務の停止を命ずる処分

# Ⅲ. 新旧対照表

## 1. 「金融サービスの提供に関する法律」の改称対応



### ■ 金融サービス仲介業者を通じた有価証券の販売に関する規則

改正案	現行
(定義)	(定義)
第2条 (現行どおり)	第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
1 金融サービス仲介業者 <b>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律</b> (以下「金サ法」という。) 第11条第6項に規定する金融サービス仲介業者をいう。	1 金融サービス仲介業者 <b>金融サービスの提供に関する法律</b> (以下「金サ法」という。) 第11条第6項に規定する金融サービス仲介業者をいう。

### ■ 広告等に関する指針

改正案	現行
第2部 広告等の作成に係る留意事項	第2部 広告等の作成に係る留意事項
I. 全般	I. 全般
4. <b>金融サービス提供法に基づく重要事項の表示</b>	4. <b>金融サービスの提供に関する法律に基づく重要事項の表示</b>
広告等において、 <b>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律</b> (以下「金融サービス提供法」という。) に基づく重要事項の表示を行う場合には、金融サービス提供法及び同施行令のほか、協会作成の「金融商品販売法に基づく説明義務に関するガイドライン」を参考に行うものとする。	広告等において、 <b>金融サービスの提供に関する法律</b> (以下「金融サービス提供法」という。) に基づく重要事項の表示を行う場合には、金融サービス提供法及び同施行令のほか、協会作成の「金融商品販売法に基づく説明義務に関するガイドライン」を参考に行うものとする。

# Ⅲ. 新旧対照表

## 2. 四半期報告書の廃止対応



### ■ 協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則

改正案	現行
(内部者登録カードの整備等)	(内部者登録カードの整備等)
第15条 (現行どおり)	第15条 協会員は、金商法第166条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を初めて行う顧客から、次の各号に掲げる者（以下「上場会社等の役員等」という。）に該当するか否かにつき届出を求めるとともに、当該届出に基づき、上場会社等の役員等に該当する者については、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等が行われるまでに内部者登録カードを備え付けなければならない。
1～9 (現行どおり)	1～9 (省略)
10 上場会社等の大株主（直近の有価証券報告書又は半期報告書に記載されている大株主をいう。）	10 上場会社等の大株主（直近の有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書に記載されている大株主をいう。）

### ■ 株主コミュニティに関する規則

改正案	現行
(情報の取得)	(情報の取得)
第13条 (現行どおり)	第13条 運営会員は、次の各号に定めるところにより、自らが運営会員となっている株主コミュニティに係る株主コミュニティ銘柄の発行者に関する情報を取得しなければならない。
1 運営会員は、金商法第5条の規定に基づく有価証券届出書、同法第24条第1項に規定する有価証券報告書、同法第24条の5第1項に規定する半期報告書又は同法第24条の5第4項に規定する臨時報告書（以下「有価証券届出書等」という。）を作成する発行者に関する情報にあっては、次のイ又はロに掲げる情報を、当該イ又はロに定める時期に、それぞれ取得しなければならない。	1 運営会員は、金商法第5条の規定に基づく有価証券届出書、同法第24条第1項に規定する有価証券報告書、同法第24条の5第1項に規定する半期報告書（同法第24条の4の7第2項の規定により四半期報告書を任意に提出する場合にあっては、当該四半期報告書）又は同法第24条の5第4項に規定する臨時報告書（以下「有価証券届出書等」という。）を作成する発行者に関する情報にあっては、次のイ又はロに掲げる情報を、当該イ又はロに定める時期に、それぞれ取得しなければならない。
イ、ロ (現行どおり)	イ、ロ

手続き	金サ法改称対応	四半報廃止対応
各分科会での審議	2024年1月上～中旬	
自主規制会議での審議	2024年1月16日	
改正	2024年1月16日	
施行	「公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日」	2024年4月1日

※本件改正はいずれも規則改正等の内容が法令等の制定改廃に伴う形式的なものであることから、パブリックコメントの募集は行わない。



## 金融商品取引法等の改正に伴う本協会諸規則等の一部改正について（案）

令和6年1月16日  
日本証券業協会

### I. 改正の趣旨

令和5年11月29日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」により、「金融サービスの提供に関する法律」の「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」への改称及び四半期報告書の廃止等が行われることに伴い、本協会諸規則等についても所要の整備を行うこととする。

### II. 改正の骨子

#### 1. 「金融サービスの提供に関する法律」の改称に伴う所要の整備

以下の自主規制規則等において「金融サービスの提供に関する法律」を引用している箇所について、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に修正する。

- ・「協会の従業員に関する規則」（第5条第2項、別紙1）
- ・「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」（第7条第1項第2号ニ、別紙2）
- ・「金融商品仲介業者に関する規則」（第15条第4項第1号、別紙3）
- ・「金融サービス仲介業者を通じた有価証券の販売に関する規則」（第2条第1号、別紙4）
- ・「広告等に関する指針」（第2部I. 4.、別紙5）

#### 2. 四半期報告書の廃止に伴う所要の整備

以下の自主規制規則において「四半期報告書」を引用している箇所を削る。

- ・「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（第15条第1項第10号、別紙6）
- ・「株主コミュニティに関する規則」（第13条第1号、別紙7）

### Ⅲ. 施行の時期

Ⅱ. 1. の改正は、令和5年11月29日公布「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の附則第1条第2号「公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日」から施行する。

Ⅱ. 2. の改正は、令和6年4月1日から施行する。

※ 本改正は、法令の改正に伴う形式的なものであり、実質的に規則の内容を変更するものではないことから、パブリックコメント手続は実施しない。

#### ○ 本件に関するお問い合わせ先

別紙1及び別紙3から別紙6：日本証券業協会 自主規制企画部（TEL 03-6665-6769）

別紙2：日本証券業協会 資格管理部（TEL 03-6665-6779）

別紙7：日本証券業協会 エクイティ市場部（TEL 03-6665-6770）

## 「協会員の従業員に関する規則」の一部改正について（案）

令和 6 年 1 月 16 日  
（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p><b>（本協会への照会）</b>  <b>第 5 条</b> （ 現行どおり ）            2 協会員は、過去 5 年間のいずれかの時点において他の協会員の従業員、金融商品仲介業者若しくはその外務員であった者又は金融サービス仲介業外務員（<u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律</u>（以下「金サ法」という。）第 75 条第 1 項に規定する外務員をいう。以下同じ。）であった者又は現に他の協会員の従業員、金融商品仲介業者若しくはその外務員である者又は金融サービス仲介業外務員である者を採用しようとする場合は、第 5 項各号に掲げる取扱い及び措置に係る決定並びに処分について、所定の方法により本協会に照会しなければならない。  <b>3～5</b> （ 現行どおり ）</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、令和 5 年 11 月 29 日公布「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の附則第 1 条第 2 号「公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日」から施行する。</p>	<p><b>（本協会への照会）</b>  <b>第 5 条</b> （ 省 略 ）            2 協会員は、過去 5 年間のいずれかの時点において他の協会員の従業員、金融商品仲介業者若しくはその外務員であった者又は金融サービス仲介業外務員（<u>金融サービスの提供に関する法律</u>（以下「金サ法」という。）第 75 条第 1 項に規定する外務員をいう。以下同じ。）であった者又は現に他の協会員の従業員、金融商品仲介業者若しくはその外務員である者又は金融サービス仲介業外務員である者を採用しようとする場合は、第 5 項各号に掲げる取扱い及び措置に係る決定並びに処分について、所定の方法により本協会に照会しなければならない。  <b>3～5</b> （ 省 略 ）</p>

## 「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正について（案）

令和 6 年 1 月 16 日

（下線部分変更）

改正案	現 行
<p><b>（外務員の登録申請）</b></p> <p><b>第 7 条</b> 協会員は、第 3 条第 1 項の規定により外務員の登録を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を本協会に提出しなければならない。</p> <p>1 ( 現行どおり )</p> <p>2 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項 イ～ハ ( 現行どおり )</p> <p>ニ 外務員の職務（金融商品仲介業規則第 2 条第 7 号に規定する外務員の職務及び<u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律</u>（以下「金サ法」という。）第 75 条第 2 項に規定する外務員の職務を含む。）を行ったことの有無並びに当該外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた金融商品取引業者（金商法第 2 条第 9 項に掲げる金融商品取引業者をいう。）、登録金融機関（金商法第 2 条第 11 項に掲げる登録金融機関をいう。）若しくは金融商品仲介業者（金商法第 2 条第 12 項に掲げる金融商品仲介業者をいう。）又は金融サービス仲介業者（金サ法第 11 条第 6 項に掲げる金融サービス仲介業者をいう。）の商号、名称又は氏名及びその行った期間 ホ・ヘ ( 現行どおり )</p>	<p><b>（外務員の登録申請）</b></p> <p><b>第 7 条</b> 協会員は、第 3 条第 1 項の規定により外務員の登録を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を本協会に提出しなければならない。</p> <p>1 ( 省 略 )</p> <p>2 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項 イ～ハ ( 省 略 )</p> <p>ニ 外務員の職務（金融商品仲介業規則第 2 条第 7 号に規定する外務員の職務及び<u>金融サービスの提供に関する法律</u>（以下「金サ法」という。）第 75 条第 2 項に規定する外務員の職務を含む。）を行ったことの有無並びに当該外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた金融商品取引業者（金商法第 2 条第 9 項に掲げる金融商品取引業者をいう。）、登録金融機関（金商法第 2 条第 11 項に掲げる登録金融機関をいう。）若しくは金融商品仲介業者（金商法第 2 条第 12 項に掲げる金融商品仲介業者をいう。）又は金融サービス仲介業者（金サ法第 11 条第 6 項に掲げる金融サービス仲介業者をいう。）の商号、名称又は氏名及びその行った期間 ホ・ヘ ( 省 略 )</p>

改正案	現 行
<p data-bbox="203 264 770 296">2・3 ( 現行どおり )</p> <p data-bbox="573 368 725 400">付 則</p> <p data-bbox="203 419 1077 552">この改正は、令和5年11月29日公布「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の附則第1条第2号「公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日」から施行する。</p>	<p data-bbox="1126 264 1693 296">2・3 ( 省 略 )</p>

## 「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について（案）

令和 6 年 1 月 16 日  
（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p><b>（本協会への照会）</b>  <b>第 15 条</b> （ 現行どおり ）  <b>2 ～ 3</b> （ 現行どおり ）  <b>4</b> 本協会は、第 2 項の規定により照会を受けたときは、当該照会に係る者について、回答を行う日前 5 年間に於ける次の各号に掲げる本協会による取扱い及び措置に係る決定並びに処分の有無及びその概要を、遅滞なく、所定の方法により当該照会を行った協会会員に回答する。  <b>1</b> 金商法第 64 条の 5 第 1 項（同法第 66 条の 25 において準用する場合及び<u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第 77 条において準用する場合を含む。</u>）の規定による外務員の登録を取り消し又は職務の停止を命ずる処分  <b>2 ～ 5</b> （ 現行どおり ）</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、令和 5 年 11 月 29 日公布「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の附則第 1 条第 2 号「公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日」から施行する。</p>	<p><b>（本協会への照会）</b>  <b>第 15 条</b> （ 省 略 ）  <b>2 ～ 3</b> （ 省 略 ）  <b>4</b> （ 同 左 ）</p> <p><b>1</b> 金商法第 64 条の 5 第 1 項（同法第 66 条の 25 において準用する場合及び<u>金融サービスの提供に関する法律第 77 条において準用する場合を含む。</u>）の規定による外務員の登録を取り消し又は職務の停止を命ずる処分  <b>2 ～ 5</b> （ 省 略 ）</p>

「金融サービス仲介業者を通じた有価証券の販売に関する規則」の一部改正について（案）

令和 6 年 1 月 16 日  
（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p><b>（定義）</b>  <b>第 2 条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 金融サービス仲介業者 <u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律</u>（以下「金サ法」という。）第 11 条第 6 項に規定する金融サービス仲介業者をいう。</p> <p>2 （ 現 行 ど お り ）</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、令和 5 年 11 月 29 日公布「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の附則第 1 条第 2 号「公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日」から施行する。</p>	<p><b>（定義）</b>  <b>第 2 条</b> （ 同 左 ）</p> <p>1 金融サービス仲介業者 <u>金融サービスの提供に関する法律</u>（以下「金サ法」という。）第 11 条第 6 項に規定する金融サービス仲介業者をいう。</p> <p>2 （ 省 略 ）</p>

## 「広告等に関する指針」の一部改正について（案）

2024年1月16日

（下線部分変更）

改正案	現 行
<p style="text-align: center;"><b>広告等に関する指針</b> （平成28年9月版） 平成29年10月一部改正 令和3年7月一部改正 令和3年11月一部改正 令和5年4月一部改正 令和6年1月一部改正 <u>令和6年1月一部改正（追加）</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>広告等に関する指針</b> （平成28年9月版） 平成29年10月一部改正 令和3年7月一部改正 令和3年11月一部改正 令和5年4月一部改正 令和6年1月一部改正</p>
<p>はしがき  （ 現行どおり ）  令和6年1月 日本証券業協会</p> <p><u>（令和6年1月 一部改正（追加））</u> <u>※第2部「I. 全般」の「4. 金融サービスの提供に関する法律に基づく重要事項の表示」の内容を一部見直し。</u></p>	<p>はしがき  （ 省 略 ）  令和6年1月 日本証券業協会</p> <p>（ 新 設 ）</p>
<p style="text-align: center;">目次 （ 現行どおり ）</p>	<p style="text-align: center;">目次 （ 省 略 ）</p>
<p><b>第2部 広告等の作成に係る留意事項</b> <b>I. 全般</b> 4. <u>金融サービス提供法</u>に基づく重要事項の表示 広告等において、<u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律</u>（以下「金融サービス提供法」という。）に基づく重要事項の表示を行う場合には、金融サービス提供法及び同施行令のほか、協会作成の「金融商品販売法に基づく説明義務に関するガイドライン」を参考に行うものとする。</p>	<p><b>第2部 広告等の作成に係る留意事項</b> <b>I. 全般</b> 4. <u>金融サービスの提供に関する法律</u>に基づく重要事項の表示 広告等において、<u>金融サービスの提供に関する法律</u>（以下「金融サービス提供法」という。）に基づく重要事項の表示を行う場合には、金融サービス提供法及び同施行令のほか、協会作成の「金融商品販売法に基づく説明義務に関するガイドライン」を参考に行うものとする。</p>



## 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について（案）

令和 6 年 1 月 16 日  
（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p><b>（内部者登録カードの整備等）</b>  <b>第 15 条</b> 協会員は、金商法第 166 条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を初めて行う顧客から、次の各号に掲げる者（以下「上場会社等の役員等」という。）に該当するか否かにつき届出を求めるとともに、当該届出に基づき、上場会社等の役員等に該当する者については、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等が行われるまでに内部者登録カードを備え付けなければならない。</p> <p>1～9 （ 現行どおり ）</p> <p>10 上場会社等の大株主（直近の有価証券報告書又は半期報告書に記載されている大株主をいう。）</p> <p>2～7 （ 現行どおり ）</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p><b>（内部者登録カードの整備等）</b>  <b>第 15 条</b> （ 同 左 ）</p> <p>1～9 （ 省 略 ）</p> <p>10 上場会社等の大株主（直近の有価証券報告書、<u>半期報告書又は四半期報告書</u>に記載されている大株主をいう。）</p> <p>2～7 （ 省 略 ）</p>

## 「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について（案）

令和 6 年 1 月 16 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p><b>（情報の取得）</b></p> <p><b>第 13 条</b> 運営会員は、次の各号に定めるところにより、自社が運営会員となっている株主コミュニティに係る株主コミュニティ銘柄の発行者に関する情報を取得しなければならない。</p> <p>1 運営会員は、金商法第 5 条の規定に基づく有価証券届出書、同法第 24 条第 1 項に規定する有価証券報告書、同法第 24 条の 5 第 1 項に規定する半期報告書又は同法第 24 条の 5 第 4 項に規定する臨時報告書（以下「有価証券届出書等」という。）を作成する発行者に関する情報にあつては、次のイ又はロに掲げる情報を、当該イ又はロに定める時期に、それぞれ取得しなければならない。</p> <p>イ・ロ                   （ 現行どおり ）</p> <p>2・3                    （ 現行どおり ）</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p><b>（情報の取得）</b></p> <p><b>第 13 条</b> 運営会員は、次の各号に定めるところにより、自社が運営会員となっている株主コミュニティに係る株主コミュニティ銘柄の発行者に関する情報を取得しなければならない。</p> <p>1 運営会員は、金商法第 5 条の規定に基づく有価証券届出書、同法第 24 条第 1 項に規定する有価証券報告書、同法第 24 条の 5 第 1 項に規定する半期報告書<u>（同法第 24 条の 4 の 7 第 2 項の規定により四半期報告書を任意に提出する場合にあつては、当該四半期報告書）</u>又は同法第 24 条の 5 第 4 項に規定する臨時報告書（以下「有価証券届出書等」という。）を作成する発行者に関する情報にあつては、次のイ又はロに掲げる情報を、当該イ又はロに定める時期に、それぞれ取得しなければならない。</p> <p>イ・ロ                   （ 省 略 ）</p> <p>2・3                    （ 省 略 ）</p>